

病児保育室『つくしんぼ』利用契約書

(国立市外用)

病児保育室つくしんぼの利用にあたり、下記の事項を当保育室責任者と保護者様との間で利用契約を締結するものとする。

1. 利用対象のお子様について

当保育室を利用できるのは、入院を要しない程度の症状の病氣中であり、集団保育などが困難で、かつ保護者の勤務などの都合で家庭での保育が困難なお子様とする。ただし、麻疹及び、風疹、水痘の急性期で感染力が強い期間のご利用はできない。インフルエンザは急性期でも利用可能だが入室基準に準ずる。新型コロナウイルス感染症の罹患時及び家族の罹患時は、ご利用はできない。

2. 開室日時について

(1) 開室日は月曜日から金曜日とする。

ただし、下記の日は休室日とする。

① 土曜日、日曜日、国民の祝祭日

② 年末年始 12月29日から1月3日

(2) 開室時間は、8時から17時30分までとする。

3. 保育時間について

(1) 保育時間は、8時から17時30分までとし、原則、延長保育は行わない。

(2) 入室前に医師の診療を必要とするような症状がある場合には診察後の入室とする。

4. 利用申し込みについて

利用日前日の13時からインターネットでの受付とし、18時以降に当保育室からの返信により、利用確定とする。18時以降の申し込みについては、当日7時45分から利用の可否について連絡をする。

5. 利用について

(1) 当保育室を利用する際には、医師の指示書が必要となる。

(2) 保育中の症状の変化や、けが等が発生した場合には保護者に緊急連絡を行い、保護者の指示により対応をする。なお、緊急連絡が取れず、保護者の指示を仰ぐことが出来ない場合で、緊急の手当てが必要な場合には当保育室の担当医師、看護師の判断により対応をする。

(3) 保護者は入退室時間に変更がある場合は、速やかに連絡をする。

6. 登録料・利用料について

(1) 登録料は、5,000円(税別)とする。

但し、三多摩医療生活共同組合の組合員については、2,000円(税別)とする。

(2) 利用料は、2,000円を最低金額とし、2,000円を超えた時間から1分単位で計算し、600円(税別)/時間とする。

但し三多摩医療生活共同組合の組合員については、400円(税別)/時間とする。

(3) 遅延料金 17時30分以降料金 30分単位で600円

※但し、お迎えは17時30分を原則とする。

30分を超えて1時間以内の場合は1時間として計算する。

それ以降についても同様の計算とする。

(4) おむつ等は実費負担とする。

(5) 上記以外の料金が発生した場合は、実費負担とする。

(6) 入室確定者が当日キャンセルする場合はキャンセル料 1,000 円、7 時 30 分を過ぎでのキャンセルや連絡忘れの場合は、2,000 円とする。

7. 利用料などの請求、支払について

- (1) 利用料などは、請求書に基づき速やかに支払うこと。(日々精算が原則)
- (2) キャンセル料に関しては、同月末までの精算とする。同月過ぎてもキャンセル料が未払いの場合は、次回の予約はできないものとする。
- (3) 利用料などが未払いとなった時は、契約は破棄されたものとする。

8. 特記事項

- (1) 保護者は、常に緊急連絡に応じるように努力をする。
- (2) 保護者は、要請があった場合には速やかにお迎えをする。
- (3) 保護者は、お迎え時間を守らなければならない。
- (4) 入室するお子様の昼食およびおやつは保護者が準備し、持参をする。
- (5) 保育中、お子様同士で起きうる些細な喧嘩やけがなどは、集団生活での出来事と理解する。但し、お迎えの際に経過等を説明する。

9. 契約期間について

- (1) この契約の有効期間は、原則としてお子様が小学3年生までとする。
- (2) この契約書以外に新たに生じた事項については、双方誠意を持って話し合い解決に当たる。

以上の事項を合意の確認として、三多摩医療生活協同組合くにたち南口診療所病児保育室つくしんぼと保護者が自署捺印のうえ保管する。

以上

年 月 日

保護者氏名： _____ 印 _____

子ども氏名： _____

住 所： _____

三多摩医療生活協同組合 くにたち南口診療所
病児保育室『つくしんぼ』

責 任 者： 浅倉 禮治 印 _____

所 在 地： 国立市中 1-16-25 _____